

第一回違法伐採総合対策推進協議会の議事概要について

- 1 日 時 平成18年5月23日(火) 11:00～12:40
- 2 場 所 霞山会館(東京都千代田区)
- 3 議 題
 - (1) 違法伐採総合対策推進協議会の運営について
 - (2) グリーン購入法における取組とガイドライン(概要)について
 - (3) 違法伐採総合対策推進事業の進め方について 他
- 4 議事概要
 - (1) 違法伐採総合対策推進協議会の運営について
事務局から協議会の運営について説明が行われ、協議会の運営要領(資料3)が了承されました。
 - (2) グリーン購入法における取組とガイドライン(概要)について
事務局からグリーン購入法における取組とガイドラインの概要について説明が行われ(資料4・5)、これに関して主に以下のような意見等がありました。
 - 証明のシステムは誰がやっても一定のレベルを確保できるシステムであるべき。今回は、家具、文具類も証明の対象となっているが、ガイドラインにある団体認定方式では調達者まで証明が伝わるのか(トレーサビリティが確保されているのか)疑問。
 - 団体認定方式は、取扱業者の分別管理体制等を業界団体が審査、認定し、情報を公開することにより一定の信頼性を確保。この連鎖により証明を行うことは可能。
 - 木材の分別管理をどうするかが課題であり、1本1本について分別管理を行い証明しようとする費用が膨大になる。本邦初の取組でもあり、実態調査を行い検証もやっていく。不正があれば認定を取り消すなどの運用も必要。
 - ある大きな多国籍林産企業が、ロシアに有する事業体の生産する木材に関し、合法性証明書の発行を始めた。証明書はアメリカの審査機関が発行する。日本でも合法性の証明を第三者機関に委託すれば信頼性が高まる。
 - 生産工程においてきちんとしたデータをもち、分別管理を行っていけば、合法性が証明された丸太の数量に加工段階毎に歩留まりを乗じるなどによって最終製品の数量を算出することもでき、証明は連鎖していく。
 - 自主的にきちんと行っているからよしとするのではなく、客観的にどのように証明していくかが重要。今回のガイドラインによる方法は第三者機

関が行う証明とは異なるため、より信頼性の高い方法を証明方法検討部会で検討する必要がある。

- 違法伐採問題では、違法伐採をしている業者、それを取扱う業者、これらを取り締まるべき国に一番大きな責任がある。しかも、特定の国である。これらに関係のない大部分の国の事業者にとって証明の負担が過重とならないよう、業態や流通の違いを踏まえ、証明方法は簡易な方法にしてほしい。
- この問題に一生懸命取り組むほど、林業・木材産業が悪いことをやっているとの印象を一般国民に与えるようにしてはいけぬ。少なくとも、日本国内では、特定の国で行われているような違法伐採の実態はないことを一般国民にきちんと PR してほしい。

(3) 違法伐採総合対策推進事業の進め方について

事務局から違法伐採対策推進事業の進め方（3つのワーキンググループの設置を含む）について説明が行われ、了承されました（資料6）。これに関して主に以下のような意見等がありました。

- パブリックコメントでも多数の意見がでていた、持続可能性の基準や様々な森林認証制度の信頼性について、検討をすすめてほしい。
- 証明方法検討部会における議論で新たな課題が出てきたら、この事業のどこかで対応するなど弾力的に運用してほしい。
- 「合法性・持続可能性証明システム検証事業」で実施する対象地域に初年度ではあるが海外も1地域（ロシア）加えてほしい。
- 海外に関する調査については、違法伐採が行われているであろう地域を調査することがよいのではないか。

(4) 合法性証明の方法（ガイドライン）のあり方について

事務局から、協議会の下に証明方法検討部会を設け、証明方法（ガイドライン）のあり方を検討していくことが説明され、意見交換の後、了承されました。

なお、林野庁から、ガイドライン作成の経緯と関係者からの意見の概要について説明がありました（資料8）。

(5) その他

上記以外に、以下のような意見等が出されました。

- 中国の国家林業局に日本と同様の政府調達方針を取り入れようという動きがある。これにも協力すべきではないか。
- 世界銀行がアメリカ政府と一緒に木質資材の貿易に関する支払いや送金などの金融ルートをチェックする枠組みをつくらうとしているようだ。日本政府も肩入れしていただきたい。
- 違法伐採により、日々、多くの天然林が消失し、また、住民被害が発生している。この3年間の事業で効果が見えるよう、協議会で指標を設定するなどして運営されるようお願いしたい。（オブザーバー）